

システム開発（変更）計画書

保険年金課 宇部市国民健康保険システム

1	開発システム名（新規・ 変更 ）	宇部市国民健康保険システム
2	目的	平成30年度からの国保の都道府県単位化に伴い、市町村事務の標準的な運用を図るため、宇部市の既存システムを改修し、国保連合会の国保情報集約システムと連携する。
3	開発システム概要	<p>(1) 記録項目の追加</p> <ul style="list-style-type: none">・国保資格の適用開始年月日及び適用終了年月日を追加する。・同一都道府県内における被保険者及び世帯を一意に識別できる「被保険者ID」、「世帯ID」を追加する。 <p>(2) 連携ファイルの作成</p> <ul style="list-style-type: none">・資格情報（世帯、個人）ファイルの作成・世帯所得区分情報ファイルの作成 <p>(3) 媒体連携による専用端末の設置</p> <ul style="list-style-type: none">・国保情報集約システムと自庁システムを媒体により連携するにあたり、セキュリティを確保するため、ファイル転送専用の端末をICT推進課内に設置する。
4	現状・問題点及び開発の必要性	<ul style="list-style-type: none">・国保制度の改革に伴い、平成30年度から都道府県も国保の保険者となることから、資格管理について、都道府県単位で行うことへと見直される。・一方で、被保険者の資格異動や保険給付、保険料の賦課徴収等は、引き続き市町村が行うことから、被保険者が都道府県内他市町村へ住所異動した場合には、その異動日を適切に記録管理する必要がある。・また、被保険者が都道府県内他市町村へ住所異動した場合であっても、資格取得年月日については、引き続き、高額療養費の多数回該当に係る該当回数 of 起算点となることから、適切に記録管理する必要がある。・このため、給付の起算日や保険料の納付義務発生月の属する日などの情報を提供し、市町村が事務処理する上で必要となる情報を受け取ることで、円滑な事務運用を図る。
5	記録項目	別添「資料1」のとおり。
6	出力帳票	別添「資料2」のとおり。
7	開発の効果	<ul style="list-style-type: none">・資格管理の適正化・市町村事務の標準化
8	外部への資料提供	別添「資料1」のとおり。
9	非開示事項	なし
10	委託処理	なし
11	管理責任者	保険年金課 課長 山下 浩二
12	実務責任者	保険年金課 保険1係長 大田 康幸